

部会ニュース「7-61」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 26年介護報酬臨時改定、具体的な改正案を社保審分科会が了承
 2. 25年度補正予算、介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業でQ&A
 3. 26年度介護報酬改定等について答申 社会保障審議会
-

1. 26年介護報酬臨時改定、具体的な改正案を社保審分科会が了承

- ・上野賢一郎厚生労働大臣は16日、2026年度介護報酬改定における見直しについて社会保障審議会に諮詢した。厚労省は同日に開催された社会保障審議会・介護給付費分科会に具体的な改正案を示し了承され、答申した。
- ・26年度は、27年度の介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。厚労省が示した26年度介護報酬改定の改正内容は、▽「介護職員等処遇改善加算」（以下、処遇改善加算）の拡充▽基準費用額（食費）の見直しの2つ。
- ・処遇改善加算の具体的な措置としては、▽対象を介護職員のみから介護従事者に拡大（加算率の引上げ）▽生産性向上などに取り組む事業者に上乗せ加算区分を設ける（加算Iロ・IIロの新設）▽対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援などに処遇改善加算を新設ーを講じる。
- ・訪問看護などを対象とする加算の新設や、既存の加算への上乗せには、26年度特例要件が設けられている。26年度特例要件は、（ア）訪問、通所サービスなどでは、ケアプランデータ連携システムに加入+実績報告（イ）施設サービスなどでは、生産性向上推進体制加算IまたはIIの取得+実績報告（ウ）社会福祉連携推進法人に所属ーのいずれかを満たすことが条件。（ア）と（イ）については、事務負担の増加などに対する配慮措置として、加算の申請時点では、加入または取得の誓約で算定可能とされている。
- ・サービス別の加算率は、訪問介護で最大28.7%、通所介護では最大12.0%など。新設となる訪問看護は1.8%、訪問リハビリテーションが1.5%、居宅介護支援・介護予防支援が2.1%となっている。

- ・また、基準費用額（食費）の見直しについては26年8月より、食費を1日当たり100円引き上げる。負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性などを総合的に勘案し、26年8月より、利用者負担第3段階（1）の利用者は1日当たり30円、第3段階（2）の利用者は1日当たり60円引き上げる。
- ・志田信也委員（認知症の人と家族の会副代表理事）は、これまでも請求の事務手続きが煩雑で断念する事業者があったことを踏まえ、全ての介護事業所が処遇改善加算の請求ができるよう、厚労省に丁寧な支援を要請した。また、食費の値上げについては、サービスを利用できない、断念する人が出ることに懸念を示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第253回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

令和8年1月16日（金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68247.html

2. 25年度補正予算、介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業でQ&A

- ・厚生労働省は1月21日付で、2025年度補正予算に基づく「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ&A（第1版）」を都道府県の介護保険主管部（局）に事務連絡した。同事業の実施については、省内にコールセンターを設置し、介護サービス事業所などからの問い合わせに対応することも併せて通知した。
- ・Q&Aでは、介護サービス事業所などからの計画書および実績報告書の提出受付開始時期・提出期限に対する質問へ、各都道府県において事業スケジュールを踏まえて、適切に設定するなどの回答を取り上げている。また、賃金改善や職場環境改善は、2026年3月末までに補助金の支給を受けた場合、同年3月末までに改善を図る必要がある。26年4月以降に補助金の支給を受ける場合は、25年12月から各自治体が定める実績報告書の提出期限までに改善を実施する必要があると明示した。なお、本補助金の趣旨は緊急支援であることを踏まえ、可能な限り速やかに実施するよう求めている。
- ・要件の審査に当たり、計画書や実績報告書での誓約や対応の報告以外に「一律資料の提出は求めない」とした。ただし、各介護サービス事業所などにおいて、根拠資料を用意し、都道府県の求めがあった場合は、速やかな提出が必要とした。根拠資料の保存期間は2年間と定めた。例えば、「基準月において処遇改善加算を算定していること」の要件について根拠資料の例として「基準月を含む処遇改善加算の計画書」を例示した。

- ・「介護従事者」の対象範囲は、介護現場で働く幅広い職種として、介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職などを挙げた。
- ・一方で、介護に従事していない職員のうち、法人本部の職員は、補助金の対象である介護サービス事業所などの業務を行っていると判断できる場合には、賃金改善や職場環境改善の対象に含めることができるとした。
また、法定福利費などの事業主負担の増加分は、賃金改善に含めることを可能とした。
- ・医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションは、医療分野の賃上げ支援補助金と介護の補助金の双方を申請することが可能とした。なお、介護予防支援事業者として指定を受けている地域包括支援センターも補助金の対象となる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1462 「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A (第1版)」
令和8年1月21日 厚生労働省老健局老人保健課
<https://www.mhlw.go.jp/content/001637153.pdf>

3. 26年度介護報酬改定等について答申 社会保障審議会

- ・社会保障審議会は16日、上野賢一郎厚生労働大臣から諮問があった2026年度の介護報酬の期中改定などについて即日答申した。介護職員の賃金を月最大1.9万円引き上げることを目指して「介護職員等処遇改善加算」の拡充を図るとともに、食費の基準費用額を引き上げる。
- ・期中改定では、現行の「介護職員等処遇改善加算」について、(1) 対象職種を介護職員のみから介護従事者に拡大、(2) 生産性向上や協働化に取り組む事業者の上乗せ評価を新設、(3) 対象サービスに訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等を追加する見直しを行う。
- ・(1)では既存の「加算I-IV」について加算率の引き上げを実施。(2)では、「加算I、II」の上位区分として「加算Iロ」および「加算IIロ」をそれぞれ新設する(現行の「加算I、

II」は「加算 I イ、加算 II イ」に名称変更)。算定のためには、△訪問・通所サービス等はケアプランデータ連携システムに加入し、実績の報告を行う△施設サービス等は「生産性向上推進体制加算 I」または「同加算 II」を取得し、実績の報告を行う△社会福祉連携推進法人への所属－のいずれかを満たす必要がある (=26 年度特例要件)。

- ・改定後の加算率は例えば訪問介護の場合、△加算 I／イ 27.0%、□ 28.7%△加算 II／イ 24.9%、□ 26.6%△加算 III／20.7%△加算 IV／17.0%－となる。
- ・(3) では新規追加サービスを対象にした「介護職員等処遇改善加算」を別建てで設け、各サービスの加算率は、△訪問看護 1.8%△訪問リハビリテーション 1.5%△居宅介護支援・介護予防支援 2.1%－に設定。既存の「加算 IV」に準じる要件(キャリアパス要件 I・II および職場環境等要件) または 26 年度特例要件の充足で算定可能とする。
- ・施行は 26 年 6 月 1 日。その際、一部要件については 26 年度中の対応の誓約で算定可能とする措置を講じる。
- ・食費の基準費用額は近年の食材料費の上昇などを踏まえ、現行の 1 日当たり 1,445 円を 100 円引き上げ、26 年 8 月 1 日からは 1,545 円とする。これに合わせ低所得者の負担軽減を目的とした補足給付の負担限度額の一部見直しも実施。世帯全員が市町村民税非課税の利用者のうち第 3 段階(1) の限度額を 680 円(30 円増)、同(2) を 1,420 円(60 円増)にそれぞれ引き上げる。より所得が低い第 1 段階と第 2 段階の限度額は据え置く。補足給付の対象者の場合、食費の基準費用額と負担限度額との差額が介護保険から給付される。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 253 回社会保障審議会介護給付費分科会 (web 会議) 資料

令和 8 年 1 月 16 日 (金)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68247.html